

大学の国際化と危機管理について ～安全保障貿易管理に関する観点から～



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省 高等教育局 国際企画室長
進藤 和澄

未来へ飛躍するグローバル人材の育成

- グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流 -

1. 大学教育のグローバル展開力の強化

H30概算要求額: 8,402百万円 (H29予算額: 7,998百万円)

(1) 大学の体制の国際化

H30概算要求額 6,341百万円
(H29予算額: 6,341百万円)

「スーパーグローバル大学創成支援事業」

我が国の高等教育の国際競争力の向上とグローバル人材の育成を図るため、国際化を徹底して進める大学を支援。

●「スーパーグローバル大学創成支援」

予算額: 6,304百万円、
30件(トップ型10件/グローバル化牽引型20件) (H26-H35)

(2) 教育プログラムの国際化

H30概算要求額 2,061百万円
(H29予算額: 1,657百万円)

「大学の世界展開力強化事業」

大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援。

●COIL型教育を活用した米国、ASEAN等との大学間交流形成支援
(新規) <交流推進/プラットフォーム型>
(H30-H34: 16件)

●ロシア、インド等との大学間交流形成支援

・(継続) (H26-H30: 9件)
・(拡充) <交流推進/プラットフォーム型>
(H29-H33: 8件)

●アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化
(H28-H32: 20件)

●中南米等との大学間交流形成支援
(H27-H31: 8件)

2. 大学等の留学生交流の充実

H30概算要求額: 36,885百万円 (H29予算額: 34,476百万円)

(1) 大学等の海外留学支援制度等

H30概算要求額 9,093百万円
(H29予算額: 8,145百万円)

意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、日本人留学生の倍増(6万人→12万人)を目指すため、留学促進キャンペーン「トビタテ! 留学JAPAN」を推進し、若者の海外留学への機運醸成や、留学経費の負担軽減を図る。

●大学等の海外留学支援制度

9,013百万円

<学位取得型> 大学院: 252人 学部: 45人 → 78人
<協定派遣型> 22,000人 → 24,000人(渡航支援金2,000人を含む)
<協定受入型> 5,000人 → 5,650人

●日本人の海外留学促進事業

80百万円

(2) 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ

H30概算要求額 27,792百万円
(H29予算額: 26,330百万円)

「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学の魅力を向上させるため、海外での募集・選考活動が効果的に機能するよう制度改善を図るとともに、現地及び日本の関係機関と連携し、渡日前から帰国後まで一貫した日本留学サポート体制を実現する。

●日本留学への誘い、入り口(入試・入学・入国)の改善

1,657百万円

・日本留学海外拠点連携推進事業(拡充・名称変更) 4拠点 → 9拠点
「留学コーディネーター配置事業」を発展させ、活動地域を拡大するとともに、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制を実現する。

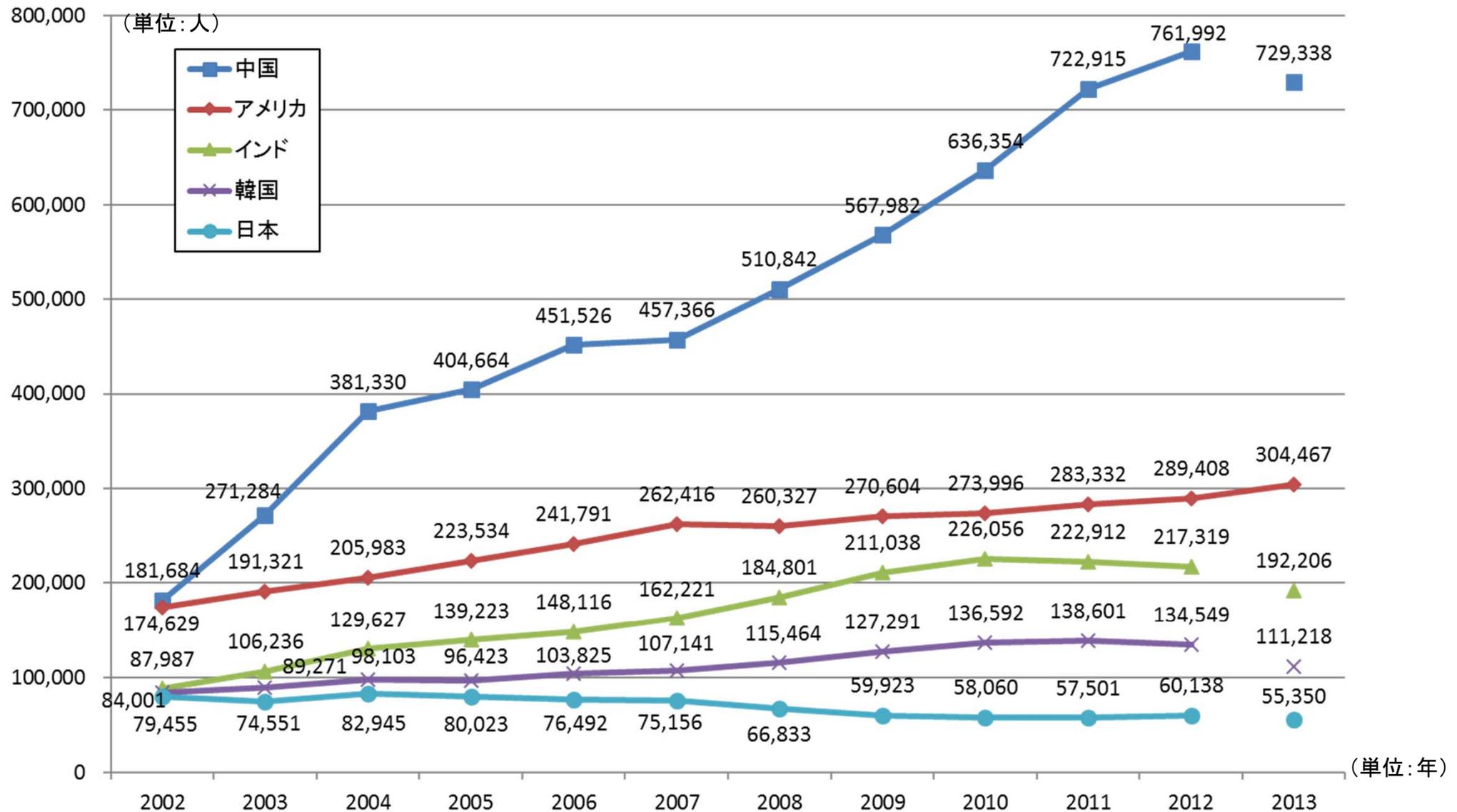
●受入れ環境づくり、卒業・修了後の社会の受入れ推進

24,976百万円

・国費外国人留学生制度 11,276人
・留学生受入れ促進プログラム 8,070人 → 8,560人
・留学生就職促進プログラム 12拠点

各国における学生の海外派遣者数推移

日本を除き、各国における学生の海外派遣は増加傾向。特に中国の伸びが著しい。



※OECD及びユネスコ統計局のデータは、2012年統計までは、外国人学生（受入れ国の国籍を持たない学生）が対象だったが、2013年統計より、外国人留学生（勉学を目的として前居住国・出身国から他の国に移り住んだ学生）が対象となっており、比較ができなくなっている。

出典：米国はIIE「OPEN DOORS」、その他の国はOECD「Education at a Glance」

大学の国際化に伴い表面化する様々な課題

- (留学希望者が持つ)海外学位の適正な審査・評価の必要性
- 海外での活動における安全の確保・危機管理
- **安全保障貿易管理(教員の国際的な活動や、留学生等による機微技術の流出防止)の徹底**

安全保障貿易管理は、一律に大学等の活動を制限するためのものではなく、むしろ自由な教育・研究環境を保証するための前提となるもの。

安心して教育研究を実施するために、大学の適切な対応が不可欠。

産業構造審議会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告 (2017年1月23日) (抜粋)

特に大学における研究は、学術の進展を支えるための活動が中心で、原則として、研究成果が国内外で公開されることを前提としていることから、技術情報の管理体制の整備に当たっても、研究成果の管理の仕方について企業とは異なった対応が求められる。

こうした大学や研究機関の持つ性格、実施体制上の課題を踏まえ、「みなし輸出」の管理強化を行う場合には、国際取極や各国の管理状況を踏まえつつ、規制対象の適正化・明確化を図るとともに、大学等の取組を支援するための体制作りを並行して進めていくことが必要である。

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用) 第三版 (平成29年10月経済産業省策定)

NEW!

【目的】

外為法に基づく技術の提供等の管理について、大学・研究機関が実施すべきことを取りまとめている。

平成20年策定⇒平成22年改訂⇒平成29年改訂

文部科学省も策定に協力

【改訂のポイント】

- 留学生の管理や外国出張等の個別ケースごとに、どのような取組が必須となり／推奨されるかを整理
- 規程や帳票を例示

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用) 第三版 (平成29年10月 経済産業省策定) (抜粋) 2/4

ガイダンスには必須措置項目、推奨措置項目が具体的に列挙されている。

- ・ 来日後6か月以上の留学生や研究生、採用された外国人教職員であっても、外国において規制対象の技術を提供することが、あらかじめ分かっている場合、技術資料(USBメモリ等に記録したものも含む。)の外国への持ち出し(休学中の一時帰国も含む)や技能訓練等による規制対象技術の提供をする場合は、許可を取得する必要があります。 <必須>P.56
- ・ 留学生、研究生、教職員が外国に渡航する際、居住者であっても非居住者であっても、外国において規制技術の提供を予定している場合には、少なくとも技術の持ち出しに先立ち許可を取得しなければなりません。 <必須>P.60
- ・ 組織における輸出管理担当部署や責任者を選任してください。 <必須>P.68
- ・ 各大学・研究機関がそれぞれの実情を踏まえ、組織内の責任体制と役割分担、管理のためのルールなどを明確に定めた具体的な自主管理体制の構築に向けて取り組むことが重要です。 <必須>P.70

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス (大学・研究機関用) 第三版 (平成29年10月 経済産業省策定) (抜粋) 3/4

ガイドンスには必須措置項目、推奨措置項目が具体的に列挙されている。

- ・ 組織内で、保有している技術や貨物を適切に管理できるよう、規制技術や貨物、その所在等を、あらかじめ把握しておくことが推奨されます。 <推奨>P.33,P.66
- ・ 機微技術の所在把握のために、各教員や研究職員に対して調査を行い、その回答票の提出を依頼することも有益な方法の一つです。 <推奨>P.66
- ・ 遵守基準にも対応した自主的な管理を支援するため、経済産業省は、技術提供者や輸出者自身が輸出管理内部規程を策定し、それに基づいた技術・貨物提供管理等を行うことを強く推奨しています。 <推奨>P.70
- ・ 特に、リスト規制技術情報は、アクセス管理してください。 <推奨>P.52
- ・ 技術提供の事務や判断を行う職員のみならず、幹部、研究者、職員全員を対象とした指導・研修により、大学・研究機関全体で管理意識の底上げを図ることも重要です。 <推奨>P.50

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス (大学・研究機関用) 第三版 (平成29年10月 経済産業省策定) (抜粋) 4/4

入口・中間・出口の各段階における管理

- ・ 留学生、研究生、教職員の受入れや採用時には、(略)安全保障上の懸念の有無を確認し、提供する技術の内容の変更や経済産業省への許可申請も検討した上で、大学や研究機関として受入れ・採用の可否を判断することが推奨されます。〈推奨〉P.57
- ・ 留学生、研究生、教職員が在学や在職中に、居住者となり、規制技術を習得する可能性があります。(略)研究内容の高度化や変更の有無を確認し、外為法上の懸念が払拭されない場合には、提供する技術を再検討することや配属・配置等により対応することも考えられます。〈推奨〉P. 59
- ・ 留学生、研究生、教職員の卒業時や退職時には、帰国に当たって規制技術の提供や貨物の持ち出しがないかを確認するために、注意喚起を実施するとともに、誓約書を取得することが推奨されます。また、(略)注意喚起を効率的・実効的に行えるよう、居住者扱いとなった留学生、研究生等の研究テーマについても規制技術の提供があるかどうかを管理することが推奨されます。〈推奨〉P. 59

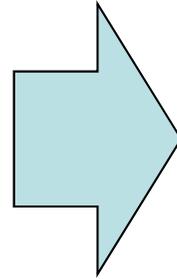
大学における体制整備の状況

各大学における輸出管理担当部署の設置状況等

文部科学省調査(2015年2月)
対象: 国立大学及び医歯薬理工学部等を持つ公私立大学
計292校(275校回答)

輸出管理担当部署を設置済

国立大学	74校 (86.0%)
公立・私立大学	52校 (25.2%)
計	126校 (45.8%)



文部科学省調査(2017年2月)
対象: 国立大学及び医歯薬理工農系学部等を持つ公私立大学
計286校(243校回答)

輸出管理担当部署を設置済

国立大学	78校 (94.0%)
公立・私立大学	60校 (37.5%)
計	138校 (56.8%)

各大学における関係規程の整備状況等

「文部科学省産学連携等実施状況に関する調査(2017年1月)」

対象: 国公立大学(短大含む)、国公立高等専門学校、
大学共同利用機関

回答機関 計1,011機関(うち、機関の性格上、策定不要と判断する機関を除く 801機関)

安全保障貿易管理(外為法)関係規程を整備済 117機関 14.6%

(※策定予定 81機関)

まず大学に取り組んでいただきたいこと

「大学等における安全保障貿易管理のための体制意識啓発等について(事務連絡)」

背景： 体制の整備は法的な義務 ⇔ 必要な体制はさまざま

1 必要な体制の整備

- －留学生の受入や所属教員の海外での研究活動等国際的な活動が行われている大学等では体制整備が必要
(例)既存の事務の流れにチェック機能を組み込む

2 必要に応じた関係機関(大学同士も)との連携

- (例)近隣大学のコンソーシアムで対応

3 意識啓発

- －教職員研修機会の活用
- －経営層の正しい認識が重要
- －サポート資料の活用

【参考】組織的な管理の実施（東北大学事例）1/2

東北大学の輸出管理の目的・基本方針

輸出管理が、法令順守のためだけでなく、大学の社会的な信用・信頼を維持するために不可欠であることへの理解

◆輸出管理目的（東北大学安全保障輸出管理規程第1条）

国際的な平和及び安全の維持 並びに
学術研究の健全な発展に寄与する

◆輸出管理基本方針（同第4条）

1. 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある取引は行わない
2. 取引に当たっては、法令及び学内規則を遵守する
3. 輸出管理の適切な実施を確保するため、体制の整備・充実を図る

【参考】組織的な管理の実施(東北大学事例)2/2

東北大学での輸出管理の在り方:

居住性の判定や例外規定の適用誤り等による法令違反を防止するために、教員個人任せではなく、東北大学として組織的に確認を行う。

教職員の意識向上、組織としての体制整備

輸出管理のチェックフロー図で教員がセルフチェック

チェックフロー図により手続きが不要となるケース以外はすべて輸出管理シートを提出し、許可申請の要否を含め判定を受ける(学内共通様式)

留学生・外国人研究者受入れ、貨物輸出、共同研究、兼業等の際に提出する手続き書類にも輸出管理手続きの要否・実施状況についてのチェック項目を設けている。

教職員の意識向上、漏れを防ぐためのチェック体制

大学等向けアドバイザー派遣事業について

平成29年度安全保障貿易自主管理促進事業



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

大学等における安全保障貿易管理体制の
構築・運用を支援するため
アドバイザー派遣事業を開始します

アドバイザー派遣事業の背景と目的

国際的学術交流が進展し共同研究の機会や留学生の受入れが拡大する中、国内大学や研究機関(大学等)が保有する機微技術の流出リスクが増加しています。そのため、**安全保障貿易管理への厳格な取り組みが必要**となっています。

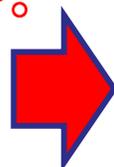
このような背景を受け、この度大学等における安全保障貿易管理体制の構築・運用を目的として**アドバイザー派遣事業を開始**します。アドバイザーは**実際に大学等で管理体制構築・運用を行ってきた経験を豊富に持っています**。疑問やお悩みをお持ちの大学等関係者様方は、ぜひお気軽に**アドバイザー派遣事業サービス**をご活用下さい。なお、本事業の利用に係る費用負担は発生しません。

(経済産業省より野村総合研究所受託)

アドバイザー派遣事業概要

- 規制対応が必要な管理体制未構築の大学等において、体制構築を実現する。
- 管理体制構築済みの大学等において、より一層、厳格な管理を実現する。

必要に応じて、是非ご利用ください。
詳細は「お問合せ窓口」まで。



平成29年度から経済産業省において大学等における安全保障貿易管理体制の構築・運用を支援するため**アドバイザー派遣事業を開始**。

文部科学省からも各大学等に対して周知の連絡させていただいたところ。
(平成29年6月26日付け事務連絡)

お問い合わせ窓口

アドバイザー派遣事業や管理体制構築・運用に関するお問い合わせ

(株)野村総合研究所 安全保障貿易管理対策事業 事務局

Tel : **03-5877-7372** (受付時間 10:00~16:00)

Email : **export_control@nri.co.jp**

担当 : 霜越(しもこし)、福永、志村、小松

期間 : 2017年6月26日~2018年3月30日

安全保障貿易管理制度概要や法令解釈に関するお問い合わせ

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 大学班

Tel : **03-3501-2800**

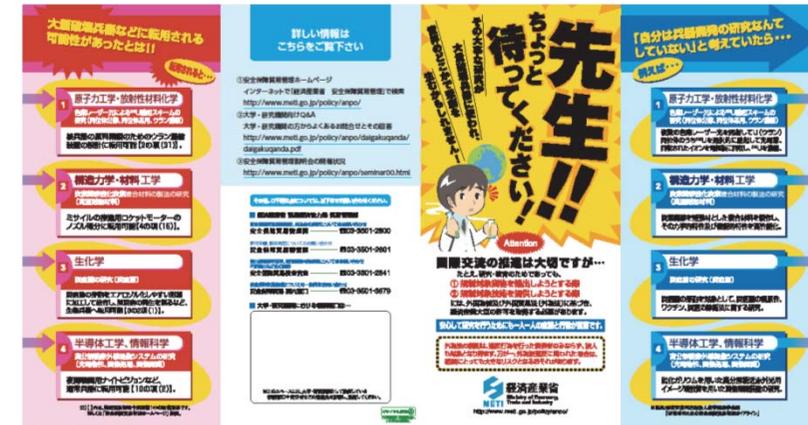
Email : **qqfcbh@meti.go.jp**

様々な関連情報

経済産業省 安全保障貿易管理HP

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」など大学・研究機関向けのガイドラインやQ&A等が公表されている。



経産省HPに掲載された説明会情報の例

- ・電話相談窓口（安全保障貿易管理制度の概要等）

経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課 大学班 03-3501-2800

特定非営利活動法人産学連携学会HP

<http://www.j-sip.org//>

- ・研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン等の策定・公表

一般財団法人安全保障貿易情報センターHP

<http://www.cistec.or.jp/>

ご静聴ありがとうございました

大学の教育研究の質の向上のために必要な「大学の国際化」を
引き続き適切に進めていくため、
そして、学問の自由の基礎となる大学への社会の信頼を保つため、
安全保障貿易管理に対する積極的、主体的な対応を
各大学の皆様には是非ともお願いいたします。